

令和4年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		183,000	△50,500	132,500
	1 国庫補助金	183,000	△50,500	132,500
6 繰入金		353,943	△36,138	317,805
	1 一般会計繰入金	353,943	△36,138	317,805
9 市債		194,500	△47,300	147,200
	1 市債	194,500	△47,300	147,200
歳入合計		732,000	△133,938	598,062

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		604,264	△133,306	470,958
	1 事業費	604,264	△133,306	470,958
2 公債費		127,049	△632	126,417
	1 公債費	127,049	△632	126,417
歳出合計		732,000	△133,938	598,062

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	指扇土地地区画整理事業	191,929

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指扇土地 区画整理 事業	194,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行 その他の場合 にはその債権 者との協定す るものによ る。ただし、 市財政の都合 により据置期 間及び償還期 間を短縮し、 又は繰上償還 若しくは低利 に借換えする ことができる。	147,200	(補 正 前 に 同 じ 。)		